

第4章 施設整備の基本的な方針等

4-1 施設の規模・配置計画等の方針

(1) 学校系施設の個別施設計画の基本方針

今後の維持管理の取り組みについては、総合管理計画で示した「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」及び第1次行動計画で示した「維持・保全の基本方針」に基づき実施していきます。

■ 計画的な保全による長寿命化の推進

定期点検等の実施による予防保全型の管理を実施し、安全性の確保を図りながらライフサイクルコストの低減を図ります。また、必要に応じ長寿命化改修等を実施していくことを検討します。

■ 地域コミュニティの核となる施設の活用

学校機能に配慮しながら、児童生徒数の減少に伴う余剰教室・余剰スペースの発生状況を踏まえ、コミュニティ機能や福祉・子育て支援機能等を充実し施設の活用を図ります。

■ 民間活力の導入検討

教育施設の整備に当たっては、PPP/PFI等、民間活力の導入を検討し、財政負担の軽減、民間のノウハウによるライフサイクルコストの低減を図ります。

(2) 学校系施設の規模・配置計画等の方針

施設の評価の方法については、定期的に建物劣化度調査を実施し、状況把握を行います。第1次行動計画では、今後の人口動向や厳しい財政状況を踏まえて、令和37年度(2055)までに学校系施設の総量の26.0%を縮減するという数値目標を設定しました。

■ 適正規模・適正配置の実績

本市がこれまでに実施した学校施設の統廃合は以下のとおりです。なお、今後においても、少子化の進展により児童・生徒・園児数の減少が懸念されることから、必要な教育環境や保有規模を状況に応じて見直すことが課題となります。また、学校施設が地域の核となることも視野に入れながら、それぞれの地域特性や実情を踏まえた適正規模・適正配置計画を検討していく必要があります。

実施年度	統廃合の内容
平成 23 年度	永山中と野々井中が統合し、永山中の位置に新しい永山中が開校
平成 24 年度	取手第一中と取手東中が統合し、取手東中の位置に新しい取手第一中が開校
平成 27 年度	小文間小・井野小・吉田小が統合し、吉田小の位置に取手東小が開校 戸頭東小と戸頭西小が統合し、戸頭東小の位置に新しい戸頭小が開校
平成 28 年度	白山西小と稲小が統合し、稲小の位置に取手西小が開校

■ 適正な規模計画

学校施設の適正規模の検討については、施設面積の縮減といった観点のほか、学校周辺の地域コミュニティとの共存、少人数教育を特色とする教育(小規模特認校等)で実施されるメリットに十分配慮した上で計画・立案を行う必要があります。

■ 適正な配置計画

「とりで未来創造プラン 2024」(令和6年3月)の市推計では、2040 年には、2015 年に比べ、市内総人口・年少人口の減少が予測されています。そのため、今後は教室を活用した複合化・多機能化や将来的には長寿命化改修等や建替え時期に合わせて学校施設としての施設面積の削減を検討していきます。

それらを踏まえて、適正な配置計画についての考え方や方向性を以下に示します。

① 配置の考え方

・学校規模の状況、児童生徒数減少の動向、適正な通学区の設定、地域への影響等、諸条件を総合的に判断した上で、近隣校との統合・整理を検討し、弾力的な配置に努めます。

② 建替え時等の方向性

・児童生徒数の動態や余裕教室の状況等を踏まえ、必要面積を精査します。(規模縮減)
・「地域コミュニティの拠点」として、周辺のコミュニティ施設や福祉施設等との複合化、地域の防災拠点として機能強化を検討します。

4-2 修繕・改修等の基本的な方針

文部科学省では学校施設の長寿命化のメリットとして「改築と比較して工事費用の縮減や工期の短縮を行うことができる」、「限られた予算でより多くの施設の安全性を確保しつつ、機能の向上を図ることができ、生徒児童にとって快適で居心地の良い学習・生活の場を確保することができる」、「改築と比べて廃棄物排出量や二酸化炭素排出量が減少し、大幅に環境負荷が低減する」ことなどを掲げています。本市においても学校施設の長寿命化によるメリットは大きいと考えられることから、構造躯体の健全性が確認でき、長寿命化改修工事等が可能な学校施設は長寿命化することとします。

① 機能性・安全性を優先的に確保

建物の劣化状況から、今後整備が必要とされる部位・部材が多くあることが分かりました。既に施設の機能性や安全性の低下がみられる部位もあり、これらについては優先的に部位修繕や早期の改修による改善が必要です。

② 事後保全型から予防保全型への転換

建物の長寿命化において、老朽が深刻化した後に修繕や更新を行う事後保全型の方法では、長期間における機能の維持や建物の使用が困難になる可能性があり、突発的な不具合に伴う多額の費用の発生も懸念されます。そのため今後は、劣化や損傷が軽微である早期段階から補修やメンテナンスを施す予防保全型の考え方に転換し、突発的な不具合を未然に防止していくことで、建物の長寿命化を行います。

③ 教育環境の改善

学校施設は児童生徒が生活の多くの時間を過ごす場であることから、社会変化による施設要求に対応するための整備も施設を長期間使用するために必要となります。長寿命化改修工事等を実施する際には、省エネ化や暑さ対策等、社会的な要求にも配慮した改修計画とします。

④ 点検・改修履歴の整理、蓄積

点検・改修履歴をデータベース化することや、学校施設利用者へのヒアリング、各学校施設担当者の意見を反映した改修内容を整理、蓄積していくことで、より適切な改修工事を実施します。

本計画では、第1次行動計画で示された、予防保全型維持管理を実施する施設の、修繕・改修周期の考え方に沿い、実施していくことを基本的な方針とします。ただし、これまで、大規模改修工事等が未実施のままで、既到大規模改修の時期が経過している施設については、あり方の検討によって運用期間を設定の上、残存期間に見合った内容の改修等を実施します。

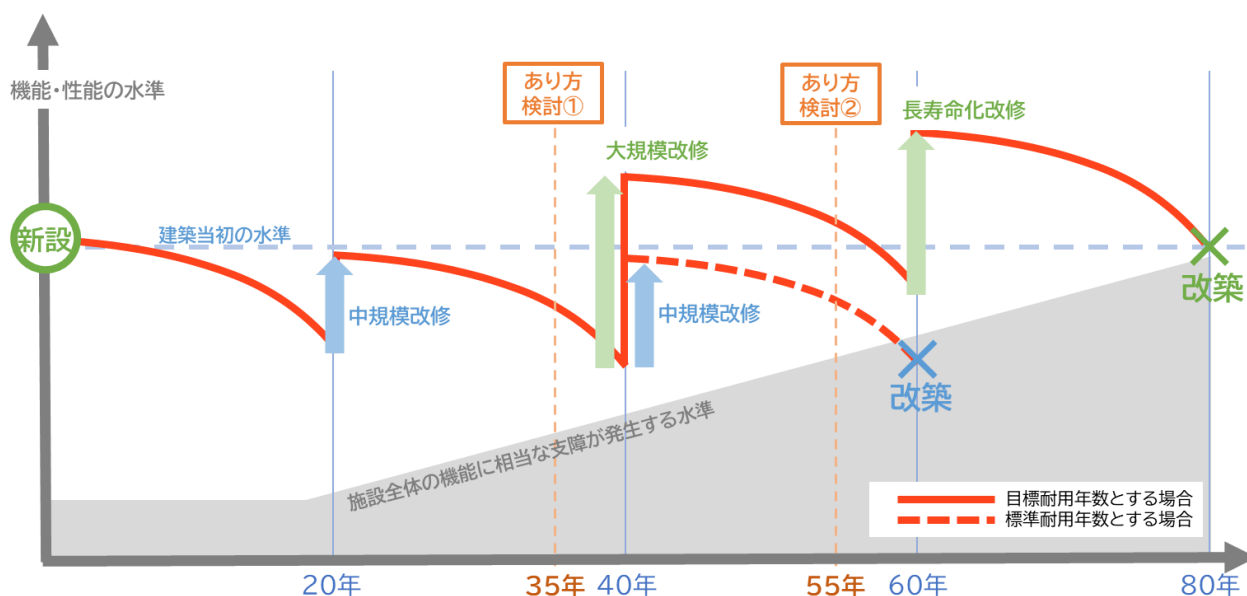
4-3 目標使用年数、改修周期の設定

耐震診断を行った建築物のコンクリートの中性化調査結果によると、おおむね全部の建物で中性化進行速度が標準より良好であり、建築後 80 年以上使用できる可能性が高いことから、構造躯体の目標耐用年数を 80 年とします。

ただし新耐震基準に適合している建築物は、長寿命化を実施する前に、コンクリート中性化、鉄筋腐食状況等の躯体の健全性調査を行い、躯体の健全性が確認できたら長寿命化のための修繕・改修工事を実施します。

なお、80 年の供用期間の中で、建築後 20 年に原状回復のための長寿命化予防改修等、目標使用年数の中間期である建築後 40 年に長寿命化改修、建築後 60 年で再度原状回復のための長寿命化予防改修等を行う設定とし、定期的に必要な改修を実施することで建物の延命化を図ります。

図表 4-1 修繕・改修のイメージ



出典：第1次行動計画